

社会保険加入促進要綱

一般社団法人 宮城県建設業協会

平成 29 年 2 月 23 日制定

第 1 社会保険加入の指導と徹底

(1) 一次下請け企業について

元請企業は、一次下請企業に対して、元下契約時等において企業単位及び労働者単位で社会保険への適正な加入を徹底するとともに、契約後に加入状況を確認し、未加入の場合は適正な加入を徹底するよう指導する。

(2) 二次以下の下請企業について

元請企業は、二次以下の全ての下請企業に対して、一次下請企業等を介し再下請負契約時等において企業単位及び労働者単位での社会保険への適正な加入を徹底するよう指導するとともに、元下契約時に二次以下の下請企業及び労働者の加入状況を確認し、未加入の場合は、一次下請企業等を介し適正な加入をするよう指導する。

(3) 未加入の場合の取扱いの周知徹底について

元請企業は、全ての下請企業に対して、適正な社会保険に未加入の下請企業及び労働者の取扱いについて周知徹底する。

第 2 元下契約等における適正な法定福利費の確保

(1) 法定福利費の内訳明示について

① 一次下請企業について

元請企業は、元下契約に際し、一次下請企業に対して標準見積書等を提出させることにより、法定福利費の内訳明示を徹底させる。

② 二次以下の下請企業について

元請企業は、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業に標準見積書等を提出させることにより、法定福利費の内訳明示を徹底するよう指導する。

(2) 適正な法定福利費の確保について

① 一次下請企業について

元請企業は、提出された標準見積書など法定福利費を内訳明示した見積書を受領し、これを尊重したうえで、法定福利費を必要経費として適正に確保した元下

契約を締結する。

② 二次以下の下請企業について

元請企業は、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業から提出された標準見積書など法定福利費を内訳明示した見積書を受領し、これを尊重したうえで、法定福利費を必要経費として適正に確保した再下請負契約を締結するよう指導する。

第3 社会保険未加入企業の排除

(1) 一次下請企業について

元請企業は、元下契約に際し、社会保険への適正な加入をしていない下請企業と契約を締結しないことを徹底する。

(2) 二次以下の下請企業について

元請企業は、平成 29 年度以降、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、社会保険への適正な加入をしていない二次以下の下請企業と契約を締結しないよう指導する。

第4 行政に対する要請

宮城県建設業協会は行政機関に対して以下の事項を要請する。

- ① 受給資格の緩和など労働者が加入しやすい社会保険制度を整備すること
- ② 建設業許可・更新時に社会保険加入指導を徹底すること
- ③ 専門工事業者に対する社会保険加入指導をさらに徹底すること
- ④ 専門工事業者に対して標準見積書など法定福利費を内訳明示した見積書の理解と浸透を図るとともに、法定福利費の算出方法について簡便な方式を作成し指導すること

第5 適用

本要綱は、平成 29 年 2 月 23 日より適用する。